平成２９年度

定期監査結果報告書

四條畷市監査委員

写

畷監第１８１号
平成３０年２月７日

四條畷市監査委員　津　地　善　勝

四條畷市監査委員　大　矢　克　巳

定期監査結果報告の提出について

　地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき、平成２９年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第９項の規定により次のとおり提出します。

１　監　査　の　対　象

健康福祉部（「福祉事務所」を含む。以下同じ。）

子　ど　も　政　策　課

手　　当　　医　　療　　課

子育て総合支援センター

児童発達支援センター

岡　　部　　保　　育　　所

忍ヶ丘あおぞらこども園

生　　活　　福　　祉　　課

高　　齢　　福　　祉　　課

障　が　い　福　祉　課

保　　険　　年　　金　　課

保　健　セ　ン　タ　ー

２　監　査　の　期　間

平成２９年9月１１日から平成３０年１月３０日まで

３　監　査　の　概　要

監査に当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に準拠し適正になされているか、また、監査対象部局が所管する事務事業が、合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼におき、実施した。

４　監　査　の　結　果

監査対象部局から提出された関係書類及び資料を調査し、関係職員から事情を聴取した結果、事務事業の執行は、概ね適正に処理されているものと認められた。

しかしながら、一部において留意すべき、あるいは改善などを要する事項が認められたため、これらについて指摘を行い、是正や見直し等を図るよう要請した。

以下、各所管課等の監査結果について述べる。

【健康福祉部】

健康福祉部の所管事務は、四條畷市事務分掌条例（昭和４５年条例第１４号）において、

（１）福祉医療に関すること。

（２）保健衛生に関すること。

（３）休日夜間診療に関すること。

（４）児童福祉に関すること。

（５）母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。

（６）生活保護に関すること。

（７）高齢者福祉に関すること。

（８）障害者福祉に関すること。

（９）社会福祉の援護に関すること。

（10）国民健康保険に関すること（他部分掌のものを除く。）。

（11）国民年金に関すること。

と規定されている。

なお、以下の諸点について、さらに調査研究、検討、改善等を要望するものである。

◇子ども政策課

〇待機児童の解消について

前回の定期監査において、監査委員から指摘された待機児童の解消については、完全な解消には至っていないものの、保育施設による定員の弾力化や関係施設への協力要請などの対策を講じられている。引き続き、効果的な施策及び先進事例について、調査・研究を行い、保育需要に柔軟に対応できるよう取り組まれたい。

〇電算システム等について

電算システムから出力する通知書等について、事務処理の効率化を図る観点から、システム上に公印の印影登録を行い、出力できるよう、業者と早急に調整を行うとともに、併せて帳票に記載されているものに印字誤りなどがないよう、再度確認されたい。

◇手当医療課

〇ひとり親家庭等の自立支援について

母子・父子自立支援員による面談を積極的に実施することにより、ひとり親家庭の人の就労に結びつき、また、年収の増加に繋がるなど、その成果が表れている。引き続き、ひとり親家庭等の自立支援について、効果的な施策等に関し、調査・研究を行われたい。

◇子育て総合支援センター

〇児童虐待ネットワークについて

現在、児童防止相談員と心理相談員とが互いに連携し、児童虐待の未然防止、早期発見などに努めているところである。今後においても、両者で援助方針等について、情報の共有化を図るなど、引き続き、児童虐待の防止に鋭意努力されたい。

◇児童発達支援センター

〇児童発達管理責任者等の育成について

必要となる経験年数等を満たす職員については、計画的に研修会や講習会などに積極的に参加させ、人材の育成に努めるとともに、１人で事案を抱え込むことがない体制づくりに努められたい。

◇岡部保育所

〇建物の老朽化問題について

保育所の園舎については、建築から約４２年が経過しており、各所で老朽化が進み、さらに、傷みが生じている状況である。また、児童が安全に保育所で過ごせることや保護者が安心して子どもを預けることができる保育環境となるよう、補修や修繕などには、最大限の努力を払われたい。

◇忍ヶ丘あおぞらこども園

〇園舎について

平成２９年４月から認定こども園に移行したところであり、同じ建物となることが望ましいところではあるが、既存施設を利活用しているため、保護

者による兄弟や姉妹の送迎や園児が移動する場合などの負担が生じている。

しかしながら、保育教諭によるソフト面の創意工夫により、これまで事故もなく、円滑に業務を遂行することができている。引き続き、園児の安全を最優先に業務を遂行されたい。

○宿泊を伴う職員の出張について

宿泊を伴うものについては、経路の確認、職員の勤怠管理及び出張中に災害が発生した場合の手続などの理由により、事前に人事課へ提出し、確認を受けることとなっているため、今後においては、遵守されたい。

◇生活福祉課

○医療扶助費の抑制について

医療扶助費については、生活保護費に占める割合が大きい。このことから、ジェネリック医薬品の積極的な活用を推進することが重要であるため、引き続き、これらの利用促進に努められたい。

○生活保護担当の現業員（ケースワーカー）について

生活保護面接相談員の任用や人員増により、以前に比べケースワーカーの負担は軽減されているものと思料するところであるが、配置標準数を充足していない状況にある。限られた職員数での行政運営で厳しい面もあると考えるが、人事当局と調整するとともに、健康福祉部内での人員配置も併せて検討されたい。

また、課税調査等が期間内に完了できていないなどの諸課題があるため、適正かつ厳格に生活保護の運営を図られたい。

◇生活福祉課地域福祉担当

○四條畷市社会福祉協議会への補助金について

四條畷市社会福祉協議会への補助手続きは、条例及び規則の規定に基づき適切に行われているが、補助対象となる経費や実績報告など、提出すべき書類等の基本的事項が定められていないため、不明瞭な点が見受けられた。

このようなことから、補助対象となる経費や必要書類などを明確化するためにも、条例や規則の改正、又は詳細を定めた要綱の整備をされたい。

◇高齢福祉課

〇シルバー人材センターへの補助金について

平成２８年度の補助金事業実績報告書は、平成２９年６月３０日にシルバー人材センターから本市に提出されていたが、それより以前の平成２９年６月７日に開催された平成２９年度の同センター定時総会において、補助金額が未確定の状態であるにもかかわらず、平成２８年度における同センターの収支決算が既に議決されていた。

本来であれば、同センターが市へ実績報告を行い、市においてチェック等を実施し、補助金額が確定した後、総会で議決されるものである。

今後においては、補助対象部分となる事業完了後、定時総会までに速やかに事業実績報告書を提出させるように指導し、適正な補助金事務に努められたい。

また、実績報告にあたり、補助事業に対する支出内訳が把握できるよう、要綱の整備を検討されたい。

◇障がい福祉課

〇日常生活用具給付等事業について

給付申請書の日付と見積書の日付に半年以上の開きがあるものが多数見受けられた。半年分ごとに支給決定しているとのことであるが、申請者の立場にたち、少しでも支給期間を短縮できるよう、近隣市の状況等も調査のうえ、改善方法を検討されたい。

◇保険年金課

〇国民健康保険制度改革について

平成３０年４月から財政運営の責任主体が市町村から大阪府へ移行されることになり、リスクの分散や保険財政の安定化が見込まれるが、被保険者への影響が最小限となるよう、保険料の徴収及び保険給付の適正な実施並びにジェネリック医薬品への切り替えなど、引き続き医療費の抑制を図られたい。

〇特定健康診査の受診率について

国民健康保険加入者の特定健康診査について、未受診者への受診勧奨をするため、イオンモール四條畷の電光掲示板の活用といった啓発を実施してお

り、徐々にではあるが、受診率の向上が図られているところである。今後においても、効果的な啓発活動に努められたい。

なお、特定健康診査以外の保健事業についても積極的に周知し、被保険者の健康増進を図られたい。

◇保健センター

○がん検診の受診率向上について

受診率の向上を図るため、創意工夫を凝らしながら、さまざまな啓発及び受診機会の確保を図ってきているところではあるが、受診率が伸びない状況にある。

効果的な施策及び先進団体の取組みなどについて、調査・研究を行い、少しでもがん検診の受診率が向上するよう努力されたい。

◇各所属共通

○事務文書の適正な処理について

文書事務全般について、重大な事故に直結するものではないが、事務処理上の不備や軽微な誤りなど、改善すべき事案が多数見受けられた。文書管理規程、事務決裁規程、財務規則などの諸規定を順守し、定められた方法で適正かつ正確な事務処理を行うよう努められたい。

また、日常業務への取組みを定期的に点検し、事務の簡略化及び効率化を図られたい。